

税制改正 平成22年度個人住民税の主な変更点 (平成21年分の所得に対する課税)

■ **新たな住宅ローン控除の創設**
対象 平成21年～25年に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用がある方

■ **従来の税源移譲に伴う住宅ローン控除を受ける方へ**
対象 平成11年～18年に入居し、住宅ローン控除の適用がある方
控除額 前記の控除額の項目に同じ
手続き 給与所得のみで年末調整済みの方は、住宅ローン控除の手続きは原則として不要
ただし、次の方は、税務署で確定申告が必要です。

① 住宅ローン控除を受けることが初年度である方(平成21年中に入居の方は確定申告が必要)
② 年末調整が済んでいない方
③ 給与所得以外の所得があるなど所得税の精算が必要な方
翌年以降、給与所得のみで年末

● 山林所得・退職所得があり従来の申告制度の規定を受ける方は、市役所2階市民税課で住民税の住宅ローン控除の申告が必要です。

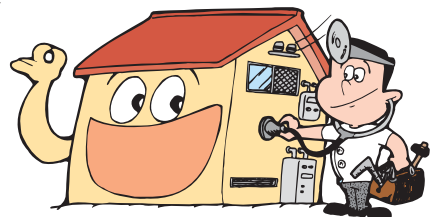


■ **上場株式等に係る損益通算の特例を創設**
平成21年1月1日以降に支払いを受ける上場株式等に係る配当所得は、総合課税か申告分離課税の選択ができるようになりました。
申告分離課税を選択した場合に、配当控除は適用されませんが、上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算を行います。

◎ この特例を受けるには、税務署で所得税の確定申告が必要です。
■ **所得税：所沢税務署 ☎ 29993111**
▼ **住民税：市民税課 ☎ 2999819064**

我が家の耐震診断補助事業

市では、市民の皆さんが安全で安心な生活をするうえで欠かせない、災害に強い住環境の整備を促進するため、住宅の耐震診断と共同住宅の構造計算再チェックの補助事業を行っています。住まいの耐震性について、専門家による耐震診断等を受ける際には、この補助制度をぜひご活用ください。



なお、木造一戸建て住宅については、平面図等を持参していただければ無料簡易耐震診断も行います。ぜひご利用ください。

■ 耐震診断補助事業

補助対象建築物	補助対象者	補助額
昭和56年5月31日以前に着工した住宅(一戸建て・共同住宅等)	一戸建て住宅の所有者または居住者	耐震診断に要した費用の2分の1(3万円を限度)
	共同住宅等の所有者	耐震診断に要した費用の2分の1または住戸数×2万円のどちらか低い額(100万円を限度)

■ 構造計算再チェック補助事業

対象建築物 昭和56年6月1日以降に着工した共同住宅
対象者 共同住宅の所有者
補助額 構造計算再チェックに要した費用の2分の1(15万円を限度)

【共通事項】

補助対象建築物は、規模・構造によっては対象とならないものもあるため、事前にお問い合わせください。
補助対象者 市税の滞納がない方
◎ 区分所有の共同住宅については、管理組合等での決議が必要です。詳細は **市HP** をご覧くださいかお問い合わせください。
■ **市役所2階建築指導課 ☎ 2998-9180 FAX 2998-9152** へ直接または電話
◎ 必ず耐震診断を行う前に申請してください。また、耐震改修工事を行うと所得税額から特別控除を受けられます(右下参照)。

(仮称) まちづくり基本条例<自治基本条例> ③

「みんなでつくろう! 所沢の憲法」

昨年10月～12月に実施した「自治基本条例市民対話集会」では、市民の皆さんや市内で活動するさまざまな団体の皆さんから、多くのご意見をいただきました。以下、ご意見の一部を紹介します。

なお、いただいたご意見も踏まえ条例素案をまとめ、2月以降に条例素案を示してご意見を伺う、第2次の対話集会を開催する予定です。

【コミュニティについて】

- 自治会・町内会等の地域コミュニティで活動する団体をサポートする仕組みが必要
- 地域で活動する団体が相互に連携して取り組むことが必要
- 自治会・町内会の位置付けを明確にしてほしい



▲ 山口公民館での対話集会の様子

【情報共有について】

- 情報共有と透明性を盛り込んでほしい
- 情報を必要としているところへ、きちんと届くようにしてほしい
- 情報を共有する際に、個人情報保護するよう注意しなければならない

【条例の実効性について】

- 条例に位置付けた項目が職員に徹底され、守られるようにされたい
- 条例の実行性が確保されるような仕組みが必要
- 条例の運用には、第三者評価を条例に加えてほしい

【その他】

- 自治に関する意識改革が必要
- 高齢者対策等の社会福祉関連を条例に盛り込んでほしい
- 条文は、わかりやすく表記してほしい

■ **政策企画課 ☎ 2998-9027 FAX 2994-0706**



源泉徴収票を送付

厚生年金、国民年金等の老齢または退職を理由とする年金を受けている皆さんへ日本年金機構から『公的年金等の源泉徴収票』をお送りします。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に必要なものですので大切に保管してください。

- ◎ 遺族年金・障害年金を受けている方には税金がかりませんので、源泉徴収票は送られません。
- ◎ 源泉徴収票の再交付は「ねんきんダイヤル」 ☎ 05701051165 で受付します。
- **国民年金課 ☎ 2999819095**
☎ 2999819061

住宅耐震改修における所得税額の特別控除

昭和56年5月31日以前に建築した住宅で、耐震改修工事を行った場合に、要した費用の額に応じて所得税額から特別控除を受けることができます。

■ 対象

- ① 次のすべてを満たしている住宅であること
- ② 申請者自らが居住している住宅であること
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ④ 改修前の住宅が、診断の結果現在の耐震基準に適合しないものであること
- ⑤ 平成21年中に耐震改修を行った住宅であること

■ 手続き

税務署へ申告の際に必要な「住宅耐震改修証明書」の発行を市役所2階建築指導課で行ってください。必要書類をそろえて、同課にて「住宅耐震改修証明書」の発行申請をしてください。

◎ 必要書類などの詳細についてはお問い合わせください。
■ **建築指導課 ☎ 2999819180 FAX 2999819152**
◎ 証明書の発行事務以外の、所得税の申告等についてはのりご相談は所沢税務署 ☎ 299931111へお問い合わせください。

